

※東京湾部分についてのみ記載している。

第 5 次 報 告 (案)

水生生物の保全に係る環境基準の類型指定について

1. はじめに

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）は、公共用水域（河川、湖沼及び海域）ごとに水生生物の生息状況の適応性に応じた水域類型を設け、個々の水域に対して水域類型を指定する方式をとるものとして平成 15 年 11 月に設定された。

水生生物保全環境基準の設定は新しい考え方に基づくものであり、当該環境基準の運用等について引き続き検討の必要があったことから、中央環境審議会水環境部会に水生生物保全小委員会が設置され、平成 16 年 8 月には、類型当てはめの基本的考え方、留意事項、水生生物保全のための環境管理施策のあり方及び環境基準に関連する継続的な調査研究の推進について見解をとりまとめた「水生生物の保全に係る環境基準に関する施策の重要事項について」が水環境部会に報告され、水環境部会決定として了承された。

その後、中央環境審議会水環境部会に水生生物保全環境基準類型指定専門委員会が設置され、平成 18 年 4 月に、中央環境審議会より、水域類型指定の基本的事項及び国が類型指定を行う水域のうちの一部の水域類型の指定のあり方についてまとめた「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」（第 1 次答申）（以下「第 1 次答申」という。）がなされ、平成 22 年 6 月の「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」（第 4 次答申）（以下「第 4 次答申」という。）までに、4 つの答申がなされている。

本報告は、第 1 次答申から第 4 次答申に引き続き国が類型指定を行う水域のうちの一部（第 1 次から第 4 次答申での検討対象水域を除く。）の水域類型の指定のあり方について取りまとめたものである。

2. 第 5 次報告における類型指定のあり方の検討について

東京湾についてはこれまで、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第 2 次答申）において、類型指定の検討が行われ、全域（生物特 A に指定される水域を除く）を生物 A とすることが適当であり、三番瀬（干潟部及びその周辺にあるおおむね水深 5 m 以浅の水域）、盤洲干潟（干潟部（アマモ場を含む）及びその周辺にあるおおむね水深 5 m 以浅の水域）、富津干潟（干潟部（アマモ場を含む）及びその周辺にあるおおむね水深 10 m 以浅の水域）、三浦半島（横須賀市猿島周辺海域から三浦市剣崎の間）の岩礁性藻場及びその周辺の浅場、内房沿岸（富津岬周辺から富津市及び鋸南町の境界周辺の間）の浅場について生物特 A とすることが適当であるとの結論を得ている。

これまで、東京湾内房南部沿岸海域については、マコガレイの産卵場、ヒラメの生育場、

マダイの生育場等として好適な水域であると想定されていたものの、魚介類の産卵情報が不足していることから特別域の指定には至っていなかったが、この度、環境省が平成 20 年度に実施した東京湾内房南部沿岸海域における調査により、ヒラメ、マダイ等の魚卵及び稚仔魚が確認されたことから、東京湾内房南部沿岸海域における特別域の指定について、第 2 次答申別添 2 「各水域における類型指定を行うために必要な情報の整理について」をもとに東京湾における特別域指定の見直しについて整理を行い、東京湾内房南部沿岸海域に新たに特別域を設定した。

また、第 1 次答申から第 4 次答申に示された類型指定の基本的考え方を踏まえ、国が類型の当てはめをすべき水域のうち、伊勢湾について水域類型の指定に係る検討を行い、伊勢湾についても特別域を設定した。

検討対象となる海域ごとの検討結果の概要と水域類型の指定については、以下のとおりである。

(1) 東京湾

①海域全般

・生息状況

既存の調査によれば、魚類では、アイナメ、アカカマス、イシガレイ、ウナギ、ウマヅラハギ、カタクチイワシ、コノシロ、スズキ、ヒラメ、ボラ、マアジ、マアナゴ、マイワシ、マコガレイ、マサバ、マダイ、マハゼ、メバル、貝類ではアカガイ、アサリ、トリガイ、バカガイ、ヤマトシジミ、エビ・カニ類ではシバエビ、シャコ、ニホンイサザアミ、イカ・タコ類ではコウイカ、マダコなどが生息している。魚介類の生活型、近年の漁獲量及び産卵や幼稚仔の生育にあたって干潟、藻場等の特定の場に依存する種等を勘案すると東京湾における主要な魚介類として、スズキ、イシガレイ、マコガレイ、ヒラメ、マダイ、メバル、アサリ、バカガイがあげられる。これらの主要魚介類の漁場分布は、三番瀬、盤洲干潟、富津干潟、三浦半島沿岸及び内房沿岸域にある。

・水質の状況

東京湾については、東京湾(1)～(17)及び千葉港(甲)、(乙)の19水域については、水質環境基準の生活環境項目について水域類型が指定されている(A類型2水域、B水域8水域、C類型9水域)。平成20年度の調査結果では、そのうち16水域(A類型1水域、B類型6水域、C類型9水域)においてCODの環境基準が達成されている。

②特別域について

・保護水面等の状況

水産資源保護法等各種法令に基づき、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息場としての保全の必要性が示されている保護水面等の水域は設定されていない。

・地形等の状況

日本近海に生息する内湾性の魚介類は、産卵場及び生育場として干潟(その周辺の浅海域を含む)、藻場(その周辺の浅海域を含む)、浅場及び珊瑚礁を利用するものが多く、これらの水域が内湾性の魚介類にとって重要な産卵場・生育場であるといえる。東京湾においてこれらの場に該当し、かつ一定の広がりを持つ水域として、三番瀬(その周辺の浅海域を含む。以下同じ。)、盤洲干潟(アマモ場及びその周辺の浅海域を含む。以下同じ。)、富津干潟(アマモ場及びその周辺の浅海域を含む。以下同じ。)、東京湾奥部の浅場(おおむね水深30m以浅。以下同じ)、三浦半島東沿岸部の浅場、内房沿岸部の浅場、三浦半島東沿岸部の藻場があげられる。

・水質の状況

DOについては、夏季を中心に、東京湾アクアライン周辺から北部の湾奥部で干潟など

ごく浅い一部の水域を除くほぼ全域において貧酸素水塊が発生し、産卵場及び幼稚仔の生育場としては適さない状況にある。

・産卵等の状況

前述の東京湾における主要魚介類の産卵等の状況については、漁獲量が他の水域と比べて多い水域については産卵場等とみなすと、平成 11 年に水産庁等が実施した漁場環境・水産資源状況把握調査から、スズキ、マコガレイ、ヒラメ及びマダイは三浦半島東沿岸及び富津岬より南の内房沿岸の浅場で産卵等していると考えられる。

また、環境省が平成 20 年度に実施した調査結果から見て、内房南部沿岸の浅場も魚類の産卵場や着底場として利用されていると考えられる。その他、国土技術政策総合研究所が平成 14 年度及び 15 年度に実施した東京湾沿岸域における魚卵及び稚仔魚の調査結果から、スズキ、マコガレイ、ヒラメ、マダイ、メバルは東京湾のいずれかで産卵がされていると推測できる。

さらに、漁業者及び水産研究機関へのヒアリングから、内房沿岸の浅場はメバル等の産卵場及び生育場として利用されているものと考えられる。

・主要な産卵場・生育場

地形状況、水質の状況及び産卵等の状況を総合的に考慮すると、東京湾における主要魚介類の主要な産卵場・生育場として、内房南部沿岸があげられる。

③水域類型の指定について

この度、環境省が平成 20 年度に実施した東京湾内房南部沿岸海域における調査により、魚卵及び稚仔魚が確認されたことから、東京湾内房南部沿岸海域の浅場について、追加で生物特 A に指定することが適当である。

この場合において、当該水域の全亜鉛の水質については、東京湾におけるこれまでの年間を通じた調査結果からは、環境基準値以下で推移していることから、達成期間は直ちに達成とすることが適当である。



図4.1(1) 特別域検討対象水域(1)

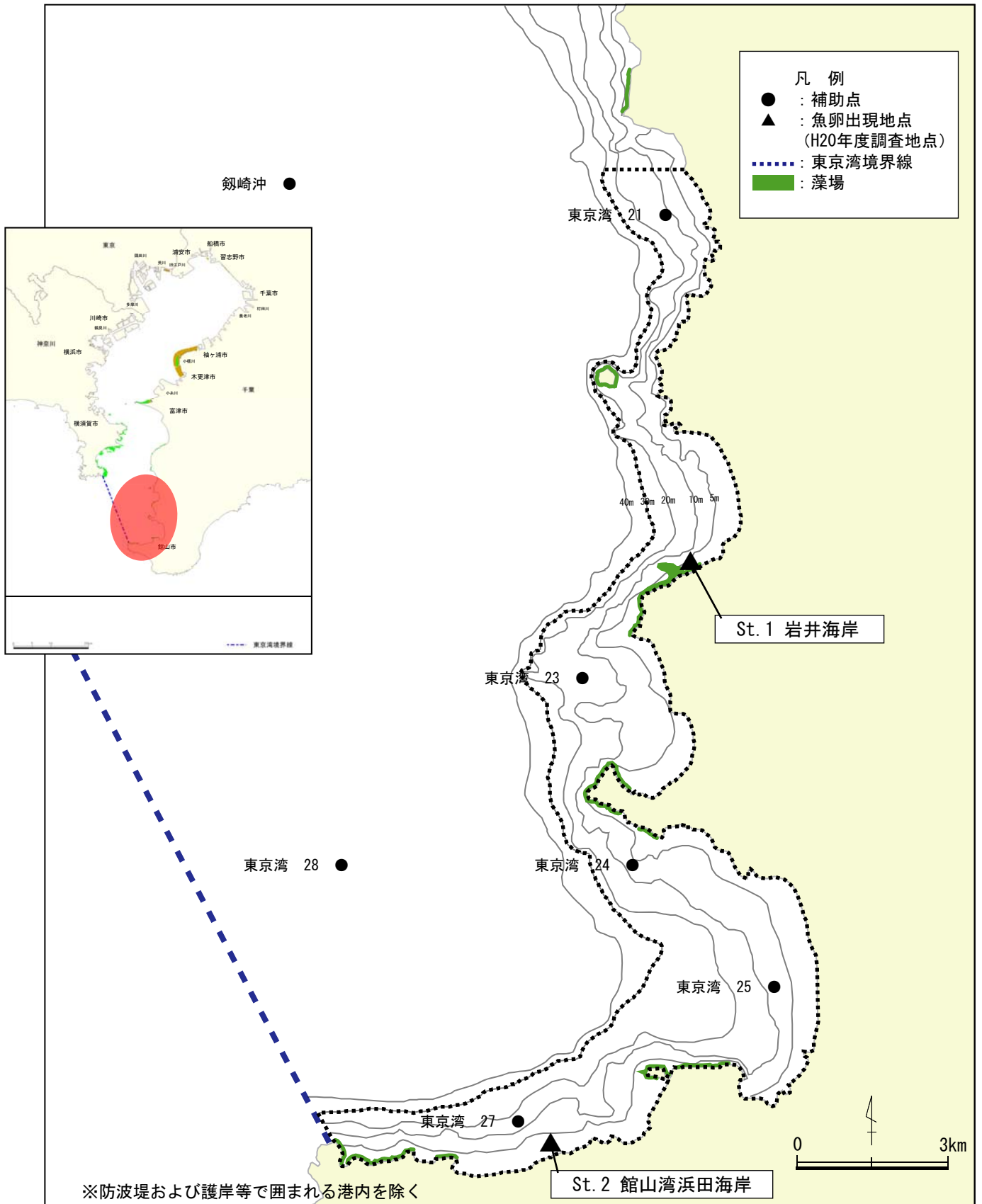


図4. 1 (2) 特別域検討対象水域 (2)

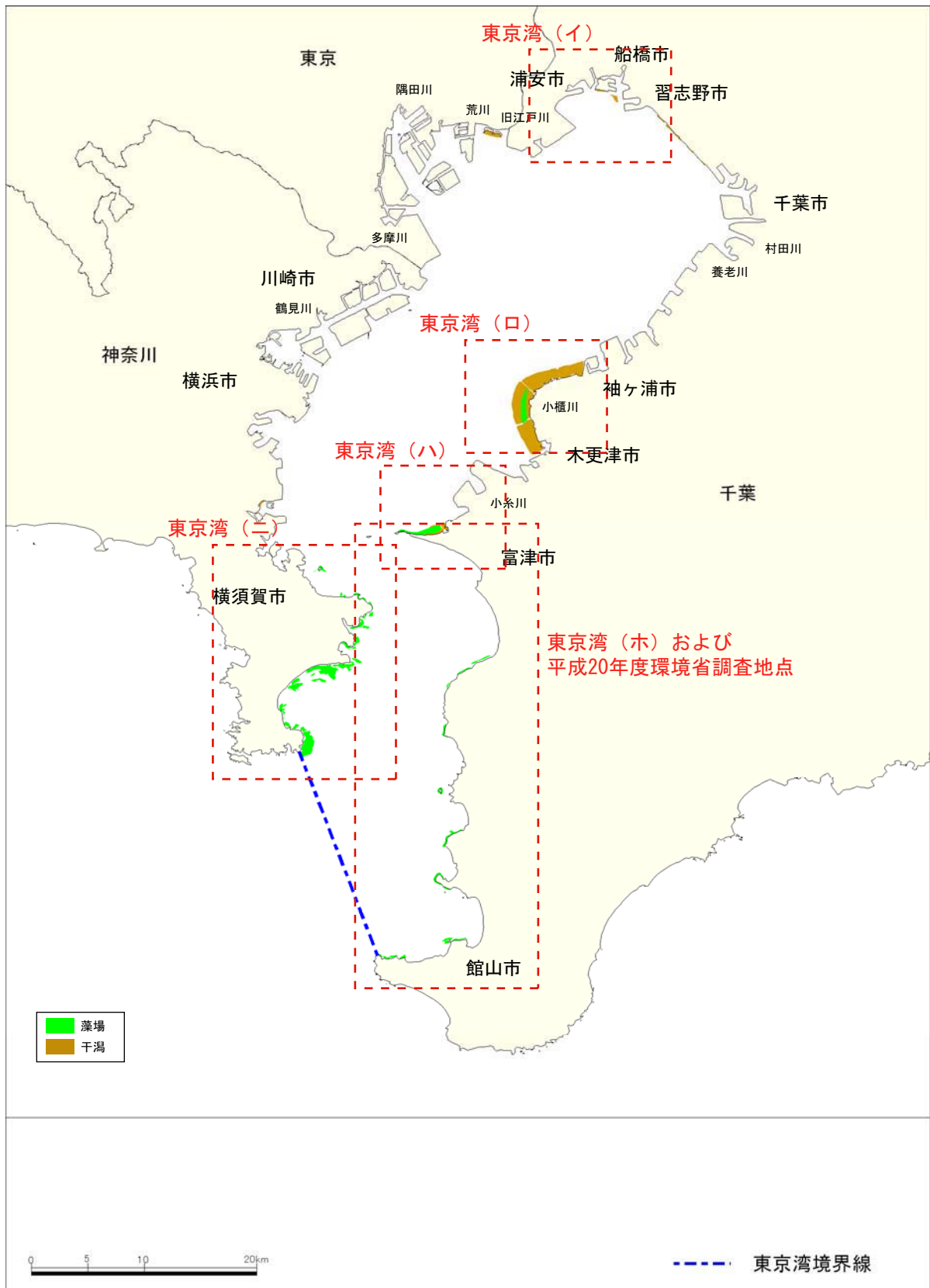


図4. 2 (1) 東京湾における特別域位置図

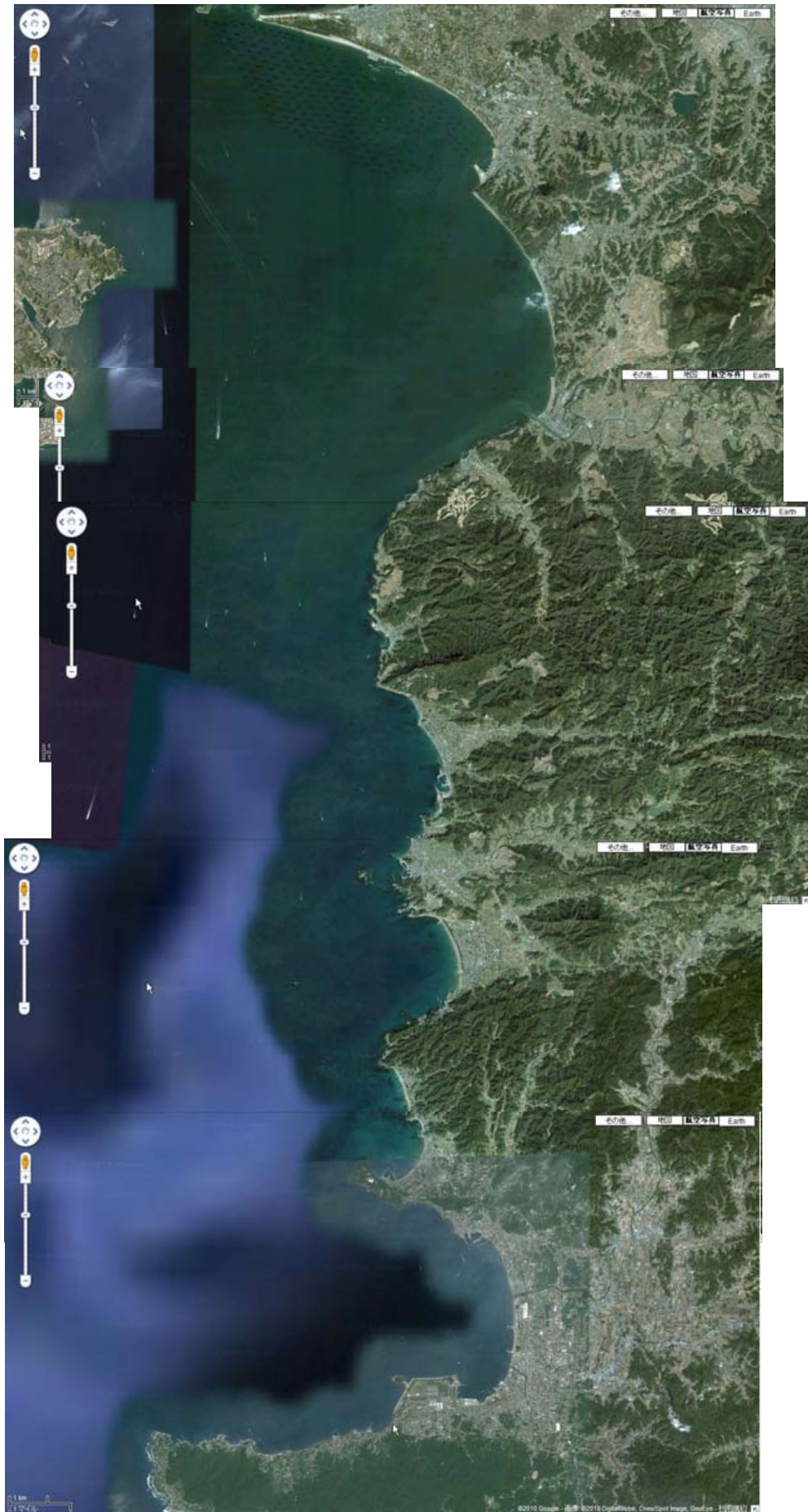


図4. 2 (2) 沿岸景観（海域生物特A（ホ）およ平成20年度環境省調査地点）